

平成21年度 第1回

阿見町地域公共交通活性化協議会 資料

と き 平成21年5月26日（火）

午後2時00分～午後3時30分

ところ 阿見町役場 4階 全員協議会室

- 平成20年度阿見町地域公共交通活性化協議会事業報告・・・・・・・・・・ P 1～2
- 平成20年度阿見町地域公共交通活性化協議会収支決算書・・・・・・・・・・ P 3
- 平成20年度収支決算監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 阿見町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）・・・・・・・・・・ P 5～9
- 阿見町地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程の一部改正（案）・・・P 10
- 阿見町地域公共交通総合連携計画の「基本的な事業の考え方」
と企業バス共同運行にかかる社会実験（案）について・・・・・・・・・・ P 11～14

阿見町地域公共交通活性化協議会

【認定第 1 号】

平成20年度阿見町地域公共交通活性化協議会事業報告

| 期日 | 事業名 | 事業内容・協議事項 |
|-----------------|----------|--|
| 20.8.22 | 第 1 回協議会 | 平成 20 年度協議会設立及び提出議案の審議 ○説明事項 1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の概要について 2 阿見町地域総合連携計画策定経過報告について ○議題 1 阿見町地域公共交通活性化協議会規約について ・会長・副会長の選出 ・監査委員の任命 2 会議運営規程について ・会議録署名委員の指名 3 事務局規程について 4 幹事会設置規程について 5 分科会設置規程について 6 委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について 7 財務規程について 8 内部監査実施規程について 9 平成 20 年度事業計画について 10 平成 20 年度予算について |
| 20.10.13～ 19 | 町民意向調査 | ○町民 4,000 人を対象とした公共交通に関するアンケート調査を実施 ・回収率・・・38.4% ・調査内容・・・目的別交通行動, 交通手段利用実態, 生活における交通の必要性, 車依存に関する意識・その他 |

| | | |
|----------|-----------|---|
| 20.10.22 | 第1回利用者分科会 | <p>○説明事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協議会の趣旨及び分科会の役割とこれからの進め方について 2 第1回利用者分科会の進め方について <p>○協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グループ討議 <ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介用質問票の作成 ・日常の移動データの作成 ・全体発表・意見交換 |
| 20.11.26 | 第2回利用者分科会 | <p>○説明事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1回利用者分科会での結果の確認について 2 先進事例の紹介について <p>○協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グループ討議 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回利用者分科会の結果確認について ・公共交通サービス向上が利用者にもたらすメリットについて ・全体発表・意見交換 |
| 21. 1.21 | 第3回利用者分科会 | <p>○説明事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第2回利用者分科会での結果の確認について 2 公共交通アンケート調査について <p>○協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グループ討議 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回、2回利用者分科会の結果確認について ・公共交通移動の実態及び課題について 2 全体での意見交換 |
| 21. 2.17 | 第1回幹事会 | 平成20年度第2回協議会提出議案等の審議 |
| 21. 3. 3 | 第2回協議会 | <p>協議会提出議案の審議</p> <p>○報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 阿見町地域公共交通の課題等の整理について <p>○協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成21年度事業計画(案)について 2 平成21年度予算(案)について |

平成21年5月26日提出

阿見町地域公共交通活性化協議会
会長 川田弘二

【認定第2号】

平成20年度阿見町地域公共交通活性化協議会収支決算書

収入の部

(単位：円)

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 比較 | 備考 |
|--------|-----------|------------------|------|-----------|
| 1. 負担金 | 6,115,000 | 6,115,000 | 0 | 阿見町からの負担金 |
| 2. 諸収入 | 1,000 | 239 | △761 | 預金利子 |
| 計 | 6,116,000 | <u>6,115,239</u> | △761 | |

支出の部

(単位：円)

| 項目 | 予算額 | 決算額 | 比較 | 備考 |
|--------|-----------|------------------|----------|----------------|
| 1. 会議費 | 183,000 | 128,139 | △54,861 | 委員報酬等 |
| 2. 事務費 | 421,000 | 113,716 | △307,284 | 通信費、事務用消耗品、手数料 |
| 3. 事業費 | 5,506,000 | 5,505,150 | △850 | 茨城大学との受託研究契約料 |
| 4. 予備費 | 6,000 | 0 | △6,000 | |
| 計 | 6,116,000 | <u>5,747,005</u> | △368,995 | |

収入合計 6,115,239円

支出合計 5,747,005円

差引残金 368,234円 (平成21年度へ繰り越し)

平成21年5月26日提出

阿見町地域公共交通活性化協議会


会長 川田弘二

平成20年度収支決算監査報告書

平成20年度阿見町地域公共交通活性化協議会収支決算について、関係帳簿並びに証拠書類に基づき、平成21年5月14日に会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されていることを認める。

平成21年5月26日

阿見町地域公共交通活性化協議会

監事 天田富司男 

監事 酒寄新一 

【議案第1号】

阿見町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正(案)について
本協議会の規約を次項のように一部改正したいので、協議会の議決を求める。

平成21年5月26日提出

阿見町地域公共交通活性化協議会
会 長 川 田 弘 二

阿見町地域公共交通活性化協議会規約（案）

平成 21 年 5 月 26 日
制 定

（設置）

第 1 条 この会は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。

（名称）

第 2 条 この会の名称は、阿見町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第 3 条 協議会の事務所は、茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号阿見町役場内に置く。

（事業）

第 4 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項。
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項。
- (3) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第 5 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監査員 2 人

3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間と

する。

- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、会議出席委員の総意で決定することとする。ただし、意見が分かれた場合は、多数決とし、出席者の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 委員は、協議会で協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、阿見町役場総務部企画財政課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもってこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 協議会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 5 月 26 日から施行する。

別表（第5条関係）

| 委員 |
|---|
| (1) 阿見町長 |
| (2) ジェイアールバス関東株式会社 土浦支店長 |
| (3) 関東鉄道株式会社 自動車部長 |
| (4) 有限会社新町タクシー 取締役 |
| (5) 日賀タクシー株式会社 取締役 |
| (6) 有限会社ナカヤ観光 代表取締役 |
| (7) 茨城県土木部竜ヶ崎 <u>工事</u> 事務所長 |
| (8) 阿見町商工会長 |
| <u>(9) 社団法人茨城県バス協会 代表</u> |
| <u>(10) 茨城県ハイヤー・タクシー協会 代表</u> |
| <u>(11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 代表</u> |
| (12) 茨城県牛久警察署 交通課長 |
| (13) 阿見町議会議長 |
| (14) 阿見町議会副議長 |
| (15) 阿見町議会総務常任委員会委員長 |
| (16) 阿見町区長会長 |
| (17) 阿見町PTA連絡協議会 代表 |
| (18) 阿見町老人クラブ連合会長 |
| (19) 阿見町障害者福祉協議会 代表 |
| (20) 福田工業団地連絡協議会 代表 |
| (21) 筑波南第一工業団地連絡協議 代表 |
| (22) 阿見東部工業団地連絡協議会 代表 |
| (23) 東京医科大学霞ヶ浦病院 事務部長 |
| (24) 関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 |
| (25) 茨城県企画部企画課 交通対策室長 |
| (26) 土浦市都市整備部長 |
| (27) 茨城大学農学部教授 |
| (28) 茨城県立医療大学教授 |

阿見町地域公共交通活性化協議会幹事会設置規程の 一部改正(案)について

本協議会幹事会設置規程を下記のように一部改正したいので、協議会の議決を求める。

記

第3条の別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

- | | | | |
|------|-----------------------|-------------------|-------------|
| (1) | ジェイアールバス関東株式会社 | 土浦支店 | 課長代理 |
| (2) | 関東鉄道株式会社 | 自動車部 | 次長 |
| (3) | 有限会社新町タクシー | | 取締役 |
| (4) | 日貿タクシー株式会社 | | 取締役 |
| (5) | 有限会社ナカヤ観光 | | 代表取締役 |
| (6) | <u>社団法人茨城県バス協会</u> | | <u>専務理事</u> |
| (7) | <u>茨城県ハイヤー・タクシー協会</u> | | <u>専務理事</u> |
| (8) | <u>関東鉄道労働組合</u> | | <u>書記長</u> |
| (9) | 国土交通省関東運輸局 | 茨城運輸支局 | 首席運輸企画専門官 |
| (10) | 茨城県牛久警察署 | 交通課 | 交通規制係長 |
| (11) | 茨城県牛久警察署 | 地域課 | 阿見地区交番所長 |
| (12) | 茨城県企画部 | 交通対策室 | 室長補佐 |
| (13) | 茨城県土木部 | 竜ヶ崎 <u>工事</u> 事務所 | 次長 |
| (14) | 国立大学法人茨城大学 | 農学部 | 教授 |
| (15) | 阿見町民生部 | 社会福祉課 | 課長 |
| (16) | 阿見町民生部 | 障害福祉課 | 課長 |
| (17) | 阿見町生活産業部 | 商工観光課 | 課長 |
| (18) | 阿見町生活産業部 | 町民活動推進課 | 課長 |
| (19) | 阿見町生活産業部 | 環境課 | 課長 |
| (20) | 阿見町都市整備部 | 都市計画課 | 課長 |
| (21) | 阿見町都市整備部 | 建設課 | 課長 |
| (22) | 阿見町教育委員会 | 学校教育課 | 課長 |

平成21年5月26日提出

阿見町地域公共交通活性化協議会
会長 川田 弘二